

－内部統制システムに関する基本方針－

当社は、「創造と奉仕」の社是のもと、コンプライアンスを遵守し、誠実な経営を推進していくにあたり、内部統制システムに関する基本方針を次のとおり定めています。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、取締役決裁の稟議書等は、社内規程に則り、保存媒体に応じて適切に保存・管理し、閲覧可能な状態にする。

② 損失の危機の管理に関する規程その他体制

経営会議における経営企画室からのリスク要因の定期報告を通じて、会社全体のリスクを把握するとともに、担当役員が中心となり適切に評価・対応する。経営企画室は各部門に原則月1回はリスク要因の確認を実施する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、原則週1回経営会議を実施することで、機動的に全社課題を検知、意思決定を行う。業務執行に関しては執行役員制度を導入し、業務分掌規程などに従うことで、効率的かつ迅速に行える体制となっている。

④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社是「創造と奉仕」の周知によって、従業員の透明で公正な高い倫理観の醸成を図る。
- (2) 人事部による定期継続的なコンプライアンス教育・活動を通じて、コンプライアンス意識の向上を図る。
- (3) 法令違反等の防止および早期発見を目的として内部通報制度規程を定め、社内外に相談受付窓口であるホットラインを設置する。

⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 毎月の定例会議においてグループ会社の業務状況を把握している。必要に応じ、グループ会社に当社経営会議での報告を要請する。
- (2) 当社グループ会社間における取引については、一般の取引条件と比較検討等を行い、著しく不利益が生じる取引条件あるいは恣意的な取引条件とならないようにしている。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が設置を求めた場合、監査役と協議の上、業務執行部門の指揮・命令に服さない使用人を配置する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役は当該会議において会社に著しい損害

を及ぼす恐れのある事項につき監査役に報告する等、監査役による監査の効率性の確保に努める。

- (2) 内部通報制度規程を定め、監査役への報告ができる窓口を設置しており、通報者等の匿名性を確保するとともに、通報を理由とした通報者への不利な取扱いを禁じている。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払又は償還、負担した債務の弁済を請求したときは、職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該請求に応じる。

⑨ その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役から監査役の職務に関する要望があれば適切に対応する。